平成２７年（フ）第１６３号
金沢市畝田中２丁目156番地、従前の住所石川県白山市相木町602番地３
債務者　宮島　久美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２３号
長野県伊那市荒井3970番地11　宮島ハイツ５号
債務者　稲村　千秋
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３３号
長野県上伊那郡飯島町日曽利394番地
債務者　森脇奈保美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第９０６号
大阪府大東市氷野３丁目14番23号
債務者　吉永　巳年
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９７号
大阪府高槻市城南町３丁目３番１号　城南マンション204号
債務者　廣瀬　秀鷹
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２００号
大阪市平野区喜連４丁目13番３―210号、前住所横浜市神奈川区新子安１丁目35番５号平和交通独身寮504号
債務者　大迫　和広
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４７号
大阪府大東市赤井３丁目１番12号
債務者　安東　芙未
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７６号
大阪府交野市郡津１丁目15番６―201号
債務者　山口　ユキ
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１２号
大阪府茨木市郡山２丁目11番29号　ハイツエスポアール101号
債務者　伊坂　美希
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３３号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―1706号
債務者　山元　裕保
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２２号
大阪府寝屋川市明徳２丁目12番20―203号
債務者　小堀麻衣子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１２号
大阪府東大阪市森河内東１丁目15番19号
債務者　島田　喜央
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１３号
大阪府東大阪市森河内東１丁目15番19号
債務者　島田　　健
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２８号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目２番42号
債務者　窪田万有美こと　高　万有美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６９号
大阪府豊中市柴原町１丁目７番13号
債務者　菊池昌佐子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９７５号
大阪府四條畷市岡山２丁目12番28号
債務者　森岡　順子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３号
島根県浜田市金城町久佐ハ363―14、住民票上の住所島根県浜田市三階町531番地
債務者　長田　　健
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
松江地方裁判所浜田支部